

重要事項説明書

(介護予防短期入所生活介護サービス契約書)

あなたに対する介護予防短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人葆光会
法人所在地	名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	加藤良三
電話番号	052-722-2232

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 藤美苑
施設の所在地	名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地
施設長名	小塚敬貴
電話番号	052-722-2232
ファクシミリ番号	052-722-2239

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成 7年8月1日	愛知県 2370100147	86人
居宅	通所介護	平成12年2月29日	愛知県 2370100360	10人
	介護予防通所介護	平成18年7月1日		
	短期入所生活介護	平成12年2月29日	愛知県 2370100147	14人
	介護予防短期入所生活介護	平成18年7月1日		
居宅介護支援事業		平成11年9月28日	愛知県 2370100113	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護サービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業を行うものです。
施設運営の方針	この事業は、要支援者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

5 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地	3762.11 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
	述べ床面積	3623.52 m ²
	利用定員	86名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	備考
1人部屋	16室	212.324 m ²	従来型個室
2人部屋	6室	106.56 m ²	多床室
4人部屋	18室	697.5 m ²	多床室

(2) 主な設備（特別養護老人ホームと共用）

設備の種類	数	面積
食堂	1室	169.4 m ²
機能訓練室	1室	49.8 m ²
一般浴室	1室	43.1 m ²
機械浴室	2室	82.3 m ²
医務室	1室	9.5 m ²

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	保有資格
医師	3名（非常勤嘱託）	内科・精神科
施設長	1名（常勤、藤美苑デイサービスセンター管理者兼務）	
生活相談員	1名以上（常勤）	社会福祉主事任用資格 介護福祉士・介護支援専門員
介護職員	30名以上（常勤勤務）	介護福祉士他
看護職員	4名以上（常勤勤務）	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名以上	理学療法士
介護支援専門員	1名（常勤）	介護支援専門員
管理栄養士	1名以上	管理栄養士

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

令和3年8月1日現在

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（9：00～17：30，10：00～18：30）常勤で勤務	4週8休
介護職員	正規の勤務時間（7：30～16：00，10：00～18：30，10：30～19：00，11：00～19：30，17：30～10：30）常勤で勤務	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯（7：30～16：00，10：00～18：30，10：30～19：00，11：00～19：30，17：00～10：00）夜間については、交代で夜勤を行います。夜勤のない日は自宅待機を行い、緊急時に備えます。	原則として 4週8休

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休（年末年始の入所はできません）
ご利用の方法	ご利用の予約は、利用を希望される月の 2 か月前の初日から受け付けております（但し、月の初日が日曜・祝日の場合は月の初日の平日とさせていただきます）。
入苑時間	10：00－11：00 14：00－16：00
退苑時間	10：00－11：00 14：00－17：00

9 施設サービスの概要

介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。（食費は別途頂きます。）
排 泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	年間を通じて週 2 回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は、週 1 回実施します。
健康管理	看護職員による健康管理を行います。 夜間において看護職員 1 名又は、介護職員により自宅待機の看護職員と連絡体制を確保し健康管理を行います。 緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。
相談及び援助	当施設は、入所者およびそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員 熊崎 洋一
送迎	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を実施します。 通常の送迎事業の実施地域は、名古屋市千種区、守山区、名東区北区、東区とする。

介護保険給付外サービス

種 類	内 容
理容・美容	移動理美容サービス(月一回)をご利用頂けます。
食事の提供	施設で提供する給食については、食費(食事材料費・調理費)を頂きます。
滞在費	利用の居室形態に応じた滞在費を頂きます。
喫茶	毎週1回(行事等により中止の場合あり)喫茶コーナーをご利用頂けます。
テレビの貸出し	テレビの貸出しを行っております。

10 利用料① (利用者負担が1割の場合)

藤美苑・ショートステイ利用料のめやす (日額)

利用者負担段階			要介護	2・4人部屋	個室 (従来型)
第1段階	生活介護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		要支援1	300	620
			要支援2		
			要介護1		
			要介護2		
			要介護3		
			要介護4		
			要介護5		
第2段階	1. 世帯全員が市町村民税非課税 2. 預貯金等が (単身 650 万、夫婦 1,650 万) 以下	本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	要支援1	1,631	1,681
			要支援2	1,767	1,817
			要介護1	1,819	1,869
			要介護2	1,904	1,954
			要介護3	1,994	2,044
			要介護4	2,080	2,130
			要介護5	2,166	2,216
第3段階 ①	1. 世帯全員が市町村民税非課税 2. 預貯金等が (単身 550 万、夫婦 1,550 万) 以下	本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が 80 万円超 120 万円以下	要支援1	2,031	2,481
			要支援2	2,167	2,617
			要介護1	2,219	2,669
			要介護2	2,304	2,754
			要介護3	2,394	2,844
			要介護4	2,480	2,930
			要介護5	2,566	3,016
第3段階 ②	1. 世帯全員が市町村民税非課税 2. 預貯金等が (単身 500 万、夫婦 1,500 万) 以下	本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が 120 万円超	要支援1	2,331	2,781
			要支援2	2,467	2,917
			要介護1	2,519	2,969
			要介護2	2,604	3,054
			要介護3	2,694	3,144
			要介護4	2,780	3,230
			要介護5	2,866	3,316
第4段階	上記以外の方		要支援1	2,961	3,277
			要支援2	3,097	3,413
			要介護1	3,149	3,465
			要介護2	3,234	3,550
			要介護3	3,324	3,640
			要介護4	3,410	3,726
			要介護5	3,496	3,812

【上記費用について】

*ご本人の介護度、所得や世帯の課税状況、ご利用の部屋により、利用料金の負担段階が異なります。

・負担限度額認定 (第1段階から第3段階) については、詳しくはお住まいの市区町村役場へお問い合わせください。

- *上記には、介護保険の1割負担、食費、居室料及び短期生活サービス提供体制加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅲ、機能訓練体制加算、看護体制加算Ⅲ・Ⅳ、**介護職員等処遇改善加算Ⅰ**が含まれます。
- *上記は、食事(朝食・昼食・夕食)、おやつを全て提供させて頂いた場合(1日1,445円)の料金となります。
- *送迎を利用された場合は送迎加算(利用者1割負担およそ200円【片道】)が別途必要となります。

令和6年6月1日現在

10 利用料② (利用者負担が2割の場合) 藤美苑・ショートステイ利用料のめやす(日額)

利用者負担段階	要介護	2・4人部屋	個室(従来型)
第4段階	要支援1	3,621	3,937
	要支援2	3,893	4,209
	要介護1	3,997	4,313
	要介護2	4,167	4,483
	要介護3	4,347	4,663
	要介護4	4,520	4,836
	要介護5	4,691	5,007

【上記費用について】

- *ご本人の介護度、所得や世帯の課税状況、ご利用の部屋により、利用料金の負担段階が異なります。
 - ・負担限度額認定(第1段階から第3段階)については、詳しくはお住まいの市区町村役場へお問い合わせください。
- *上記には、介護保険の2割負担、食費、居室料及び短期生活サービス提供体制加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅲ、機能訓練体制加算、看護体制加算Ⅲ・Ⅳ、**介護職員等処遇改善加算Ⅰ**が含まれます。
- *上記は、食事(朝食・昼食・夕食)、おやつを全て提供させて頂いた場合(1日1,445円)の料金となります。
- *送迎を利用された場合は送迎加算(利用者2割負担およそ400円【片道】)が別途必要となります。

令和6年6月1日現在

10 利用料③ (利用者負担が3割の場合) 藤美苑・ショートステイ利用料のめやす(日額)

利用者負担段階	要介護	2・4人部屋	個室(従来型)
第4段階	要支援1	4,282	4,598
	要支援2	4,689	5,005
	要介護1	4,845	5,161
	要介護2	5,100	5,416
	要介護3	5,371	5,687
	要介護4	5,630	5,946
	要介護5	5,886	6,202

【上記費用について】

- *ご本人の介護度、所得や世帯の課税状況、ご利用の部屋により、利用料金の負担段階が異なります。
 - ・負担限度額認定(第1段階から第3段階)については、詳しくはお住まいの市区町村役場へお問い合わせください。
- *上記には、介護保険の3割負担、食費、居室料及び短期生活サービス提供体制加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅲ、機能訓練体制加算、看護体制加算Ⅲ・Ⅳ、**介護職員等処遇改善加算Ⅰ**が含まれます。
- *上記は、食事(朝食・昼食・夕食)、おやつを全て提供させて頂いた場合(1日1,445円)の料金となります。
- *送迎を利用された場合は送迎加算(利用者3割負担およそ600円【片道】)が別途必要となります。

令和6年6月1日現在

法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

法定外給付

区 分	金 額 等
滞在費	従来型個室 1日 1,171円
	多床室 1日 855円
食 費	朝食 385円、昼食 480円、夕食 480円、おやつ 100円
理容・美容サービス	実 費
喫茶サービス	実 費
テレビの貸出し	ショートステイ 1回のご利用につき：300円

※滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。

1.1 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用開始当日	その日の食材費実費(850円)
利用開始前日以前	なし

1.2 苦情等申立先

苦情受付担当者	熊崎 洋一 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 052-722-2232 ご意見箱 (玄関ホールに設置)
苦情解決責任者	小塚敬貴 苑長
苦情調停員	水野正信 弁護士 事務所 052-232-1077 窓口担当者へ申し出て下さい。
その他受付先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 052-202-0167 (FAX 052-202-0168) ・ 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談室 052-971-4165 (FAX 052-962-8870) ・ 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 (名古屋市東区東桜一丁目14番11号DPスクエア東桜8階) 052-959-2592 (FAX 052-959-4155)

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	国家公務員等共済組合連合会 東海病院
所在地	名古屋市千種区千代田橋一丁目1番1号
電話番号	052-711-6131
診療科	内科、外科 他
救急指定の有無	有り

医療機関の名称	医療法人 吉田病院
所在地	名古屋市千種区大久手町5-19
電話番号	052-741-4187
診療科	内科、外科 他
救急指定の有無	有り

医療機関の名称	名古屋市立東部医療センター東市民病院
所在地	名古屋市千種区若水1-2-23
電話番号	052-721-7171
診療科	内科、外科 他
救急指定の有無	有り

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「藤美苑防火管理規程」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「藤美苑防火管理規程」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個所
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5個所
	避難階段	3個所	補助散水栓	10個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	54個所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成24年5月1日 防火管理者：小塚敬貴			

1.5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間（午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分）を遵守し、その都度所定の用紙に氏名・入所者との関係・来苑時間等を記入して下さい。
外出	外出の際には所定の用紙により、事前に行き先と帰宅時間等を職員に届け出て下さい。
医療機関への受診	ご家族の対応をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
飲食物等の持込	原則としてお断りしますが、持ち込まれる場合には、施設の承認を得て下さい。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は、原則としてできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい
所持品の管理	原則として施設でお預かりします。（ただし所持品は必要最低限の日用品のみとさせていただきます。）
現金等の管理	現金・高価品・貴重品等の管理を施設では行いません。万一持ち込まれて紛失・破損をした場合、藤美苑では一切の責任を負いかねますので宜しくお願い致します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は、絶対にご遠慮下さい。ご利用をお断りする場合があります。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 支援相談員 氏名 熊崎 洋一）から上記重要事項について説明を受け同意しました。

令和_____年_____月_____日

(甲) ご利用者 住所_____

氏名 _____ 印

(甲') 署名代理人 住所_____

氏名 _____ 印

続柄_____